

第3回農地転用許可権限に係る指定市町村の指定基準等に関する検討会
議事概要

- 1 日 時 平成27年11月10日(火) 10:00~11:25
- 2 場 所 都道府県会館 知事会会議室
- 3 出席者
(委員) 棚澤委員長、安藤委員、岩崎委員、小早川委員、杉本委員、鈴木委員、
牧野委員、柚木委員
(事務局) 農林水産省農村振興局 岩本大臣官房審議官、前島農村計画課長、
竹村土地利用調整官、室賀課長補佐、
前川課長補佐
内閣府地方分権改革推進室 池田次長、野村参事官、田林参事官補佐
- 4 議題
・ 指定市町村の指定基準等(とりまとめ案)について

【議事概要】

【事務局から資料に基づき説明】

- ・ 委員からの意見、質問及び事務局からの回答は次のとおり。

(委員) 内容について了解の旨表明した上で、運用に向けて国が配慮すべき事項について「参考資料2」により説明する。

(委員) 指定基準案は、了解する。

市町村が農地法の規定に基づき農林水産大臣の指定を受けるのは初めてのことであり、国には、指定市町村の仕組みを運用するに当たって、丁寧な対応をお願いしたい。

(委員) とりまとめ案において、小規模自治体に対する相応の配慮がなされたことに感謝する。

(委員) とりまとめ案の内容は、委員の意見を反映したものであり、了解する。

なお、資料2のとりまとめ案における「考え方」は、通知において規定す

るとのことだが、法定受託事務の場合、処理基準で拘束力のあるものと考えてよいか。また、「留意事項」は、どのような位置付けになるのか。

⇒ 地方団体の4委員から提出された意見（参考資料2）について、1つ目の○の面積目標に関する意見については、市町村ごとに独自の事情があることを踏まえ、十分尊重したい。

なお、円滑な指定に向けて調整するため、市町村にも協力をお願いしたい。

2つ目の○の市町村に対する支援、また、4つ目の○の市町村の事務負担に関する意見については、制度が円滑に運用されるよう、国としてもできる限りのことをする考えである。

3つ目の○の小規模市町村の指定に関する意見については、意見を反映した内容になっているものと考えているが、今後の施行と円滑な運用に努力していく考えである。

5つ目の○の指定手続に係るスケジュール等に関する意見については、指定市町村制度の運用が始まる来年4月までタイトなスケジュールとなるが、地方団体とも意見を交換しつつ調整しながら、現場が混乱しないよう進めていく考えである。

また、資料2の「考え方」、「留意事項」については、通知に反映されることとなるが、基本的に地方自治法に基づく技術的助言の性格を有するものである。

（委員） 指定基準案は、了解する。

農業委員会法の改正により農業委員会制度が大きく見直されることから、市町村においては、事務処理体制の十分な整備について御配慮いただきたい。

国が定める面積目標は5年毎に見直されていくものと考えているが、今回の見直しによる市町村段階の面積目標の取扱いはどうなるのか。

また、指定を希望しない市町村は、面積目標を定める必要はあるのか。

⇒ 国や都道府県が面積目標を見直す場合には、指定市町村においても、必要な見直しを行っていただくことになると考えている。

なお、指定を希望しない市町村においては、面積目標を定める必要はない。

（委員） （出席委員全員の賛同を受けて）農地転用許可権限に係る指定市町村の指定基準等については、本検討会として了承する。

（以下、指定市町村制度の運用に係る委員間での意見交換が行われ、内閣府池田地方分権改革推進室次長及び農林水産省岩本大臣官房審議官の挨拶をもって閉会。）

－以上－